

JCHO 人吉医療センター臨床における倫理指針

■職業倫理

1. 当院の理念・基本方針・倫理指針を遵守するとともに、いかなる人にも公平かつ公正に医療を提供します。
2. 情報は正しく伝え、十分な説明と同意に基づく自己決定権を尊重します。
3. 個人情報やプライバシーを保護し、職務上の守秘義務を遵守します。
4. 必要な医療情報や診療録を規則に従い開示します。
5. 関連法規を遵守し、医療倫理の諸指針※を尊重します。

※ジュネーブ宣言、リスボン宣言、ヘルシンキ宣言、医の倫理（世界医師会）、医師憲章（欧米4内科学会）、医師の職業倫理指針（日本医師会）、臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省）など

■臨床倫理

倫理上課題となる臨床行為については、関連する法令を遵守するとともに、公表された指針やガイドライン等を尊重して、適切に実施します。

また、現状で指針を定めることが難しい事象については、患者の意思を尊重し家族の意向に留意しながら、診療チームや倫理審査委員会、管理者会議において十分に検討審議して対処の方針を決定します。

1. 生殖・周産期医療

胎児診断は、日本産婦人科学会ならびに遺伝関連学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」等の指針を尊重して行います。

2. 臓器移植

脳死判定は行いません。心停止下の臓器提供については、「臓器の移植に関する法律」に沿って作成した当院の「臓器提供マニュアル」に従い実施します。

3. 宗教上の理由による輸血拒否

公表されている「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」に従い、患者の病状や年令などを考慮して対処します。

4. がん告知

患者の知る権利を尊重し、告知することを原則とします。ただし事前の申出によってはこの限りではありません。

5. 終末期医療

公表されているガイドライン等を参考にして、終末期であることを客観的な情報に基づき判断し、患者本人の意思を尊重するとともに、患者・家族と診療チームとの十分な話し合いにより方針を決定することを原則とします。

また、可能な限り疼痛や不快な症状を緩和し、精神的、社会的援助も含めた総合的な医療及びケアを行います。安楽死や自殺幫助の行為は行いません。

平成 27 年 8 月

